

厚生労働大臣の定める掲示事項

◎ 当院は、下記のものを実施するにあたり、厚生労働大臣の定める施設基準に適合している旨を関東甲信越厚生局長に届け出ている保険医療機関です。

- ◆人工腎臓（慢性維持透析を行った場合1） ◆導入期加算1 ◆透析液水質確保加算 ◆CT及びMRI撮影
- ◆明細書発行体制等加算 ◆酸素の購入単価（酸単） ◆下肢末梢動脈疾患指導管理加算

I 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にて、その旨お申し出ください。

II 保険外負担に関する事項

当院では、診断書などにつきまして、実費のご負担をお願いしております。

年金診断書	1通	7,700円	簡易診断書	1通	3,300円
生命保険用診断書	1通	7,700円	新型コロナワクチン	1回	15,300円
障害者申請診断書	1通	7,700円	肺炎球菌ワクチン	1回	8,330円
死亡診断書(死後処置料含)	1件	16,500円	インフルエンザ	1回	4,000円

当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

- ・ティッシュ1箱 100円 ・止血ベルト1本 600円 ・イヤホン1個 130円
- ・おむつ代1枚 170円 パンツ型 140円 フラットタイプ 50円 尿とりパット 30円

※なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。

III 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

令和6年10月より、医療上の必要があると認められず、患者さんの希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部（後発品最高価格帯の差額の4分の1の金額）が選定療養として、特別料金が患者さんの自己負担となります。

例えば、先発医薬品が1錠100円、後発医薬品が1錠60円の場合、差額の40円の4分の1である10円を、いつものお薬代に加えて支払うこととなります。特別料金には消費税もかかります。端数処理などで、必ずしも4分の1ぴったりにならない場合もございます。同じ効能の後発医薬品がいくつかある場合は、一番高い後発医薬品との値段の差で計算いたします。なお、お薬以外の料金はこれまでと変わりありません。

* 選定療養とは保険診療と保険外診療を合わせて行うことができるようにした制度の一つで保険外診療にあたります。透析患者さん等公費を使用している方も、別途料金が発生します。

* 長期収載品とは後発品のある先発医薬品で後発品収載から5年経過しているものや、後発品置換え率が50%以上のものなど要件にあった品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。

ご不明な点は、受付までお尋ねください。